



発 監 第 2 4 号
令和3年12月16日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司



琴浦町監査委員 桑本 始



定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第11項による監査委員の合議により、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第1 報告

1 監査の期間

令和3年11月10日（水）・11日（木）の2日間

2 監査の対象業務

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設住宅課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 指摘事項

(1) ふるさと納税カタログの充実について

町では、「琴浦町魅力発信プロジェクト」等の成果として、ふるさと納税の増加を事業の KPI のひとつとして取り組んでいる。昨年度からは、琴浦町は「小さいくせに ぜんぶある。」をキャッチフレーズに情報発信しているところである。

ふるさと納税のカタログはその豊富さを示せる機会でもある。体験プログラムなどのソフトな返礼品が増え、年々返礼品の点数は充実してきているところであるが、新たな返礼品となり得る産品等を調査し、さらなる充実を図っていただきたい。

(2) 工事代金等納入業者への支払期日の厳守について

町建設工事執行規則によれば、請負代金の支払いについては請求のあった日より 40 日以内に支払うことになっている。コロナ禍にあって納入業者等の資金繰りも厳しいと考えられ、支出にあたっては最大の配慮が必要であると考ええる。出納係に回ってきた伝票については極力早く処理するとのことであるが、担当課からの支出願いの提出が遅れば振り込みも遅れることになる。支払いにあたっては担当者だけでなく複数の職員で確認し、事務の遅滞なく支払いが速やかに行われるよう取り図られたい。

(3) 繰上償還による地方債残高の減少について

令和 2 年度末の町の普通会計における起債地方債残高は 114 億 9,472 万円となっている。昨年度は繰上償還 2 億 9,778 万 8 千円を行うとともに、本年度も 9 月補正において 1 億 849 万 7 千円の繰上償還を予算計上する等、地方債残高減少の削減に向けた取組が進んでいるところである。

一方、まだ高い利息の起債地方債もあり、令和 2 年度決算における普通会計の利子償還金起債利息は 8,707 万 7 千円と膨大なものとなっている。今後も、借換え等ができるものは無いか、繰上げ返済償還ができる可能性が無いか等、資金繰りを考慮し、今後の公共施設の更新が円滑に進むよう財政の健全化を進めていただきたい。